



# 青葉ニュースレター

Vol. 70

2019年6月14日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

市場監督総局など5つの部署における企業設立手続きの時間短縮作業向上に関する意見.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
固定資産の加速減価償却優遇政策の適用範囲の拡大に関する公告 .....	7
【背景】.....	7
【影響】.....	7
【主要内容】.....	7
中国人民銀行の企業銀行口座開設許可制度廃止に関する通知 .....	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8

## 市場監督総局など5つの部署における企業設立手続きの時間 短縮作業向上に関する意見

### 【背景】

商事登記の改革を向上させ、「国務院企業設立時間の更なる短縮に関する意見」を徹底させるため、国家市場監督管理総局、国家発展改革委員会、公安部、人力資源社会保障部、税務部が企業の設立時間の更なる短縮に対し、1つの目標、5つの措置及び4つの保障内容を提出した。

### 【影響】

企業設立手続き時間の更なる短縮は、商事登記制度改革を向上させるための重要な措置の1つであり、商業環境の最適化の推進を助けるものとなる。この措置により商事登記手順が簡略化され、申請者の時間とコストが大幅に削減される。

### 【主要内容】

#### 一、企業設立手続き時間の短縮

2019 年年末までに、全国的に企業設立手続き時間を5日以内に短縮することを目指し、一定条件を満たす地域に対しては、3日以内に短縮することを提唱している。

#### 二、企業設立手続き手順の簡素化

市場監督管理総局などの5つの部署が、現在企業設立登記、社印作成、発票申請、社会保険登記などの4段階の手続きを、企業設立登記、社印作成及び発票申請の3段階に簡素化・統合する。社会保険登記は企業設立登記手続きに合併される。

#### 三、「一网通办」<sup>※1</sup>の全面推進

各地に「一网通办」プラットフォームもしくはサービス専用区を開設し、申請者が1つの窓口で、手続き資料を提出、または受領をすることができるようにする。必要条件が既に揃っている地域に対し、「対面不要」<sup>※2</sup>手続きの実現を目指す。電子営業許可証の利

---

※1 「一网通办」とは1つの窓口で弁理手続きを全部完了できること。

※2 「対面不要」とは手続き書類の郵送サービスを活用し、証明書などのセルフ印刷のサービスを普及させることにより、窓口まで赴かずオンライン形式などで手続きを完了させること。

用を推進し、企業が設立登記、社印作成や社会保険登記などの手続きをする際に、電子営業許可証を有効な身分証明及び電子サインとして見なすことを実現させる。

#### 四、企業登記サービスの利便化

インターネットを活用し、規定化、スマート化、自動化された全プロセスの電子化登記サービスを大いに推進する。インターネット上で手続きをし、有効な身分証明を通して電子サインを行った場合は、主体資格証明資料のアップロードは不必要となる。企業設立する前の企業名称承認制度を取消し、企業名称を以って申請者が申請と設立登記手続きを一度に行うことができる。管轄地域の関連部門は会社定款、株主総会決議などの書式を統一し、参考サンプルとして提供し、申請者はそれを選択使用できる。また、「同城通弁」※3「銀行サイト代理申請登記登録」などの措置を推進することで、申請者は最も便利な場所を選択し、手続きすることができるようになる。

#### 五、社印作成サービスの規範化

印章業界情報システムの構築を完成させ、システムサービス機能を増設し、企業が携帯のアプリケーション、WeChat のミニプログラム、WeChat の公式アカウントなどを利用し、ネット上で印章作成に関する情報を入手できるようにする。さらに印章作成もそのままネット上で行うことができるようにする。その他、国务院が公布した社印作成に対する審査取消規定を厳格に実施するために、社印を利用する事業所体が自ら登記登録手続きをすることを認めず、また社印の作成業者を指定し、社印を作成することを禁じている。北京、上海ではすでに電子印章の利用を推進している。

#### 六、税務関連手続きの簡略化

企業登記情報共有利用を強化することにより、「多証合一」※4という措置を徹底的に実施する。重点業界及びニーズのある納税者の間で、電子発票の利用を大いに推進する。同時に「初回納税手続きを行う者に対する総合サービス」を更に推進し、手続きを簡略化することで、税務機関も審査の効率を上げる。また企業が初めて発票のみを申請受領することが明確な場合には、銀行口座開設の情報を提供しなくてもよい。

#### 七、保障措置の徹底実施

各部門が一丸となって政策の実施に協力する。「インターネット+(プラス)」サービスをさらに普及させ、現場での指導、サポートにより、申請者をネット上での手続きに導く。

---

※3 「同城通弁」とは全部の手続きを同一都市で弁理できること。

※4 「多証合一」とは多数の証明書を1つの証明書にまとめること。

商事登記制度を向上させる過程においては実際効果に重きを置き、企業及び個人の改革に対する認識度と参加度を重視し、絶えず企業設立の利便性を向上させる。機構または窓口の業務人員が勝手に企業設立の条件や要求などを設置している場合、それがいかなる機構であったとしても責任追及制度を通し、問責することを勧める。

#### 【法規リンク】

「市場監督総局など5つの部署の企業設立手続きの時間短縮作業向上に関する意見」

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/201904/t20190412\\_292767.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/201904/t20190412_292767.html)